

台風および災害時における生徒の登校について

愛知県立豊橋商業高等学校

★生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から「暴風警報」が発令されている場合

暴風警報 東三河南部（豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市）

(1) 始業時刻 2 時間前（6 時 4 0 分）までに、「暴風警報」が解除された場合

平常どおり授業を行う。

(2) 6 時 4 0 分～1 1 時 0 0 分に「暴風警報」が解除された場合
解除後 2 時間を経て授業を開始する。

(3) 午前 1 1 時以降に「暴風警報」が解除された場合
授業は行わない。（授業日数から除く）

	暴風警報が解除された時間	授業の開始時間
(1)	6 時 4 0 分以前 (始業時刻の 2 時間前)	平常どおり授業を行う。
(2)	6 時 4 0 分～1 1 時 0 0 分	解除後 2 時間を経て授業を開始する。
(3)	1 1 時 0 0 分以降	授業は行わない。 (授業日数から除く)

◎「特別警報」が発令された場合は、ただちに命を守る行動をとる。

★生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から「特別警報」が発令されている場合

特別警報 東三河南部（豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市）

(1) 授業は行わず、休業とする。

(2) 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。

(3) 解除後の授業の開始については、ホームページ及びメール配信にて連絡する。（この場合でも、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。）

※ 1 生徒手帳（豊商生の心得）P20に、「台風や災害時における登下校について」が記載されているので、よく読んでおくこと。

※ 2 東三河南部以外に居住する生徒で、その居住地区に暴風警報や特別警報が発令されている場合も同様とする。

※ 3 この要項は、ホームページにも掲載してあるので、自宅待機中は、ホームページも参考にすること。